研究論文

金融仲介機関によるモニタリング

橋 本 光 憲

目次

はじめに

- 1. モニタリング機能とモニタリング・コスト
- 2. 銀行業のミクロ経済学的理解
- 3. 事前審査と事後監視のあり方
- 4. モニタリングの具体的手法

あとがき

はじめに

最近、金融の世界では、モニター、モニタリング(monitor: monitoring)という言葉を聞くようになった。元々、モニターには、「監視装置」というような意味があった。テレビのモニターなどといっているが、テレビの画面表示に何か関係があるのか、突込んで聞かれると良く分からない。

日経の『経済新語辞典』2000年版にも載っていない。今年の『現代用語の基礎知識』には流石に載っているが、これは自動車用語でモニタリング(事後点検)とあり、地球温暖化防止のため、CO2排出量削減の達成状況を定期的に調べることを指しているようである。

東洋経済新報社の『金融辞典』(初版1994年¹¹) によると、「モニターとは、貸出 実行後の情報生産活動である」(63ページ) とあり、これだけでは良く分からない が、モニタリングを含めて数ページを割いているから、これを知らないのは金融の 常識がないということになってしまうかも知れない。

とは言え、内外の金融関係文献で、モニタリングに触れているものは僅少であり、 また具体的なモニタリングの手法を述べているテキストは皆無といっていい。従っ て、現状は、モニタリングの歴史についても明らかでなく、手法も明らかでない。

もしあるとしたら、日本の場合は、日銀大蔵当局による検査の歩みということにな ろう。

※モニタリングについては、日本版ビッグバンのスタート以降、金融仲介機関の役割が問い直される中でモニターの問題が登場してきたと、論者は考えている。

そこで、本論では論者の不明を省りみず、「モニタリングとは何ぞや」(What is monitoring?)という大テーマに蟷螂の斧を振ってみることとしたい。もし、その結果が関連諸分野に益することがあれば、論者の幸せこれに過ぎるものはない。

1. モニタリング機能とモニタリング・コスト

「まえがき」でモニターについての定義を紹介したが、モニタリング機能とモニタリング・コストの定義も紹介しておこう。(有斐閣『経済辞典』1998年2))

モニタリング機能 monitoring function

監視機能 monitoring function 金融仲介機関(とりわけ銀行)の持つ情報生産機能の1つ。債務契約を結んだ後に、借手が債務履行(返済)に向けて努力しているかどうか、換言するなら、債権者の利益を損なうような行動をとっていないかどうかを監視する機能。銀行は個々の預金者から借手の監視を委託された代理人と見ることができる。[参] 金融仲介機能、情報生産機能、審査機能

情報生産機能 information production function 銀行その他金融仲介機関の果たす機能(金融仲介機能)の1つで、借手に関する情報を収集、分析、評価する機能のこと。個人が行うよりも銀行等がそれを専門的かつ継続的に行うことで、情報生産にかかる費用が節約される。[参]審査機能、監視機能

モニタリング・コスト monitoring cost 元来はエージェンシー・コストの一部分として提唱された。依頼人と代理人というエージェンシー関係において、依頼人が代理人を監視することで、代理人は依頼人の利益に反する行動を抑制する。この監視(モニター)に関わる費用のことをいう。最近では広い意味で、ある主体のモラル・ハザードを抑制するために別の主体が監視を行う際の費用のことをいうのが一般的にな

っている。[参] エージェンシー・コスト

道徳的危険 moral hazard モラル・ハザードのこと。火災保険加入者が保険金を得るために故意に放火する場合のように、保険契約者自身の性格もしくは信義に反する行為によって危険の発生率または損害の程度に差を生じることをいう。被保険物の構造、性質のような実体的危険(フィジカル・ハザード)に対する用語。モラル・リスクと混同されがちである。

モラル・リスク moral risk 保険加入や保険金請求に際して、不当な利益を得んとする人の精神や心理に宿る危険(リスク)をいう。保険による不当利益を目的に真実を偽って加入したり、保険事故の招致により保険金、給付金の取得(過大請求)を図ることによって保険制度から不当な利益を得ようとする危険のこと。モラル・ハザード(道徳的危険)と混同されがちである。

金融仲介機関、特に銀行の機能を論者等は検討の対象とするが、1980年代から内外の競争激化の下で銀行の提供する金融商品やサービスは大きく変化している。

また、これまで終始資金不足部門であった企業部門が1994年以降資金余剰部門に転じた。このような状況の変化もある。

銀行業についての理解も、金融資産・金利などマクロ経済学的な視点から、情報 の非対称性に着目したミクロ経済学的なアプローチが顕著になっている。

その嚆矢ともいうべきものが、池尾和人『銀行リスクと規制の経済学一新しい銀行論の試み』東洋経済(1990)³⁾ であろう。米国での在外研究の成果を採り入れた本書では、金融規制の面に多くのページを割いている。

又、モニタリングについても、モニタリングの機会費用、債権管理の側面、政府 の役割、委託されたモニター、銀行検査と報告提出等に言及している。

2. 銀行業のミクロ経済学的理解

岡部光明『現代金融の基礎理論―資金仲介・決済・市場情報』日本評論社 (1999) 4) によれば、「最近20年間のうちに急速に発展してきた銀行業のミクロ経済学的理解(情報の非対称性のもとで各経済主体は自らの利益を最大化することを基本的視 点とした理解方法)を網羅的に取りまとめた研究書として、最近 Freixas and Rochet (1997) がある (91ページ) としている。

同書は、正確にはXavier Freixas and Jean-Charles Rochet, Microeconomics of Banking, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, U.S.A..1997である。前者はスペイン、後者はフランスで教壇に立っている。原 司郎教授は、同書を「一般均衡理論に基づいて銀行業の機能変化の理論化を試みている。われわれはこの書物によって、最近の金融理論が情報の経済学に立脚して、借手情報の格差(本源的貸手と最終的借手との間の)という非対称性を補完することに銀行なり金融仲介機関の存在意義を求める考え方に若干の修正を加え、個人なり中小零細企業に対するmonitoring機能をそれと結びつけた預金(投信・保険)・貸出業務を中心とした銀行業務を通じて発揮することに求めようとしている」と述べている。6)

以下では、Freixas and Rochet (1997) のテキストに副って、monitoring activity (モニタリング機能) について検討する。

(1) Monitoring and Information Processing (モニタリングと情報処理)

銀行は、借手に関する不完全情報 (imperfect information on borrowers) に対応できるだろう。そのための情報技術投資を活用し、プロジェクトの事後審査を続け、モラル・ハーザードの発生を防ぐことが出来る。

序でに、モニタリングの起源(history of monitoring)について、下記のようなコメントがあるので、示しておこう。(p.12, note 14)

14. Screening and monitoring of projects can be traced back to the origins of banking, when bill traders identified the signature of merchants, and gave credit knowing the bill's quality, or even bought the bills directly (as in today's factoring activities).

要するに、「事前審査と事後監視は銀行業のはじまりからあったものだ」と言っているのである。

(2) Delegated Monitoring (委託されたモニター)

先立つ章の紹介として、同書17ページでDiamond(1984)により唱導された delegated monitoringについて、「"any activity aimed at preventing opportunistic behavior of the borrower"(債務者の身勝手な行為を防止するための行動)を債権者(預金者)に代わって執行するモニタリングに関する活動である。」といった主旨の説明を行っている。

池尾(1990)も参照。

(3) Monitoring and Reputation (Adapted from Diamord 1991) (モニタリングと評

判—Diamord 1991 より)

ここで、reputation (評判) とは、成功企業が銀行貸出 (bank loans) に依存せず、直接金融を市場で得られる状況 (その方がコストが安い) を指している。

Freixas and Rochetでは、最後の第9章をThe Regulation of Banks (銀行規則) に充て、そのComplements (補足)の中で、Cambell, Chan, and Marino (1992) を紹介して、Capital requirements (自己資本 [比率]規制)と monitoring (事後監視)の互換性に言及している。(287ページ)また、預金者 (銀行に対する債権者) に対するincentives (動機付け)として、自分の取引銀行を [逆]モニターする契機としていることは興味深い。

そして、以下のように3つのモデルを示している。

1. Monitoring of banks' assets is impossible, and the regulator uses capital requirements to prevent excessive risk taking by the bank.

銀行資産のモニタリングは不可能であり、監督官庁は銀行の過大なリスク・テーキングを防ぐためには自己資本規制で対応する。

2. Monitoring is feasible, and the reglator is benevolent. There is substitutability between bank capital and monitoring effort. At the optimum, capital requirements are less stringent and simultaneously the banks take less risk.

モニタリングは実行可能であり、監督当局は好意的である。 銀行の資本とモニタリング努力には互換性がある。 最適条件 の下では、自己資本規制はより厳格にならなくなる一方、銀 行もあまりリスクを取らなくなる。

3. Monitoring is still feasible, but the regulator is self-interested. The cruciel limitation to the incentive scheme that the depositors have to design for the monitors is the limited liability of the monitor.

モニタリングは依然として実行可能である。しかし、監督 当局の関心は他に向いている。一方、預金者がモニターに加 わる計画の動機付けには決定的な限界があり、それはモニタ リングが有限責任の範囲内でしか行われ得ないからである。

以上から、モニタリングには一定の限界があることを示唆しているように思えて くる。

3. 事前審査と事後監視のあり方

論者は、内外の文献を渉猟する中で、事はscreening, monitoringといっても、具体的な例や方法論に触れていないケースが余りにも多く、大きな不満を感じている。 たとえば、『金融辞典』銀行の金融仲介機能の項(浅子和美執筆)によれば、

銀行は、企業への貸出にともない、審査とモニター(監視)という2つの情報生産活動を行う。

審査とは、貸出実行前の情報生産活動であり、借り手企業の投資機会の収益性、資金ポジションなどの調査を通じて、企業の信用度(返済能力)を評価する。それによって銀行は、貸出のリスクを測り、貸出を実行するかどうかを決定し、また貸出量や金利などの条件を決定する。

まず、銀行の貸出前の審査は、とくに、中小・新規企業が 資金調達を行う際に大きな価値をもつ。これらの企業群は、 大企業に比べて信用度にばらつきがあり、その行動も一般に は容易に観察可能ではないから、貸し手の側から詳しい情報 生産を受けることなしには、適切な条件で資金を調達するこ とができない。また、資本市場から資金を調達する際には、 公開情報の開示が必要であるが、調達資金の規模の小さな企 業が公開情報を生産することは、経済的ではないと考える。 すなわち、これらの企業にとって、みずからの内部情報を保 有している銀行からの借入は、コストの安い重要な資金調達 手段になるといえる。一方、モニターとは、貸出実行後の情 報生産活動である。銀行は、企業の資金の使用方法やプロジ エクトの進行状況などの情報を集めて、借り手企業の貸出後 の状況を把握するとともに、企業(経営者)の行動を監視し て、みずからの債権の保全を図っている。このように銀行に は、企業への貸出の際に、その情報生産活動を通じて、他の 金融機関や投資家には利用できない貸出先企業の内部情報 inside informationを保有・蓄積するという特徴があり、そ のことが銀行に他の金融機関にはないサービスを供給させる ことになる。また、銀行の貸出後のモニター活動は、適切な 債権管理を通じて、企業の効率的かつ伸縮的な活動を可能に する。(中略)銀行貸出の場合には、銀行が貸出後の企業の 行動をモニターしているために、企業の財務政策の変更等も (それが有益と判断されれば)かなり柔軟に認める形で債権 管理を行うことができる。さらに、企業が一時的な経営不振 に陥っても、銀行がその長期的な収益性に確信をもっている ならば、利払の繰延べや債務の返済免除などの手段を用いる ことにより、倒産(清算)という非効率的な事態を回避する ことも可能である。

これは、説明としてはかなり十分なものであろう。続いて、アット・ランダムに 諸家の意見に耳を傾けてみよう。(発行年月順)

鹿児嶋治利(1996)⁷⁾では、モニタリング機能を次のように説明している。(88ページ)

モニタリング機能;監視機能 (リスク債権管理・コンサルタント機能)

貸出先の状況変化と信用変化についてのモニタリング機能である。これは、前掲の信用リスクと事後的債権管理機能に該当する。

この機能は、日常的取引情報を現場から監視する機能が中心であり、決算報告や、経営計画の実施状況などの経常的報告、協議などにより進行する。このほか、人材の派遣によって情報の生産性を高め、情報を共有する場合がある。

湯野 勉 (1996) ⁸⁾ は、モニタリングの位置付けを以下のように説明する。(21 ページ)

事前的な健全性規制は、①自己資本比率などの経営指標規制と、②監督当局による検査・考査(以下当局検査という)とモニタリング、に二分しうる。当局検査、モニタリングは、金融機関が自己責任において守るべき、①諸規制遵守(compliance)、および②節度(prudence)すなわち健全な経営姿勢(sound banking)や内部管理・監査を、監視(police)ないしダブル・チェックするとともに、③金融機関の健全性と必要な措置についての判断を行うものである。当局検査は一般に臨店(on-site)検査を指し、実地に赴かない(off-site)ものはモニタリングと称される〔日本銀行(1995)118ページ〕。

ここに出てくるモニタリングは、当局による検査の off-site 部分(例、月次報告

の提出、電話による聞き取り調査、等)を指しており、「公的モニタリング」として区別されるべきものである。

清水啓典(1997)⁹⁾も、行政の役割としての「市場環境整備とモニタリング(301-302ページ)について述べているが、これも当局検査における金融機関経営のチェックであり、金融仲介機関が自ら果すべきモニタリングを対象としていない。

藤原賢哉・家森信善(1998)¹⁰⁾でも、第7章(藤原担当)で、検査(考査)およびモニタリングのの項(98ページ)を設けているが、これも当局検査に係るものである。

舘野 敏・白石 渉(1998) ™では、株主のモニタリングと直接には関係ないが、昨今の総会屋事件との関連で、興味深い記述をしている(下記)。

弱い株主権

日本においては、銀行経営のあり方を規律づける株主権は 元来弱いものであった。その背景としては、株式持ち合いに よる安定株主の割合が高く、個人株主が減少し、株主の機関 化が進行している。このような状況のもとでは、銀行経営の あり方に対する株主のモニタリング機能は欠如しており、株 主からの規律づけは極めて緩いものであった。

しかしながら、こうした閉鎖的関係は打開されつつある。 1つは特定株主との癒着に対する社会的制裁や銀行の自浄努力であり、2つ目は情報開示の原則がグローバル・スタンダードになってきていること、3つ目は金融再編に伴う外国資本の参加、4つ目は預金保険機構を通じた公的資本の導入等の要因が考えられる。

吉川紀夫(1998)は、前述の株主権とメインバンク制との両面から、モニタリングの問題に関連して発言している点でユニークである。(33-34、176ページ、下記)

しかし、わが国の銀行の場合、銀行の経営トップが経営ミスを冒しても責任だけは役員全員に波及する体制となるなど、経営に対する責任関係が曖昧化する状況をもたらす。ただ、ゴーイングコンサーンとしての銀行経営に必要な収益性を確保していくうえで、株式会社形態を改めるところまでいくとまた別の問題が発生してくる。

また、経営トップは株主の方向だけをみて経営を行い、対外的には株主対策だけに専念することにもなる。最近の総会屋問題などの基本的要因もここにあるといえる。銀行経営の

最大の資金の拠出者は株主ではなく預金者である。しかし、 預金者を中心とした銀行顧客の経営に対するチェックをする 術は従来からほとんどなかった。このため、顧客主義に立っ た銀行経営へシフトしていこうとしているなかにあっては預 金者等顧客の銀行経営に対するチェック機能を強化・充実し ていく必要が出てくることにもなる。

預金者の立場を重視した立論は評価できる。 メインバンク制の行方 (前略)

しかし、最近時の企業破綻の多発はこうしたメインバンク制に大きな影を投げかけてきている……。銀行のデメリットには破綻時の救済のためのコスト増嵩や当該企業のモニタリング・コスト増の問題があげられる。確かに、当該企業が優良企業のまま推移しているのであれば、銀行にとってはその存在にメリットしか感じることはないのであろうが、それが必ずしもそうではなくなるところに問題は発生してくる。

融資先企業に破綻懸念が発生し、それに対して何らかの対応措置をとらない場合には倒産に至ることもあり得る。倒産の懸念が認識できれば本来銀行はそこから早急に撤退する準備をはじめることが経済合理的なのであろうが、メインバンクは必ずしも撤退することのできない宿命にあった。また、融資先にとってもメインバンクとはそういうものだという観念で経営を行ってきた面が強い。融資先に一種のモラルハザードが発生していることにもなる。

最新刊の岡部光明(1999) ¹²⁾ は、最近の主要課題をコンパクトにまとめた良書である。

銀行の情報生産機能とモニタリングについては、下記のように説明している。

(前略)銀行の情報生産機能は、融資実行の前と後の二つの 段階に分けて捉えることができる。一つは、借り手の債務返 済能力に関する情報を収集、分析、保管するはたらきである。 具体的には、融資対象案件自体の収益性をはじめ、融資対象 先の資産や財務の内容、信用状態、企業としての将来性など を調査することによって、借入元本および利息の返済能力を 評価するものである。この過程は、融資実行の前にみられる ものであることから事前的な情報生産ということができ、金融関係者の間では審査 (screening) とよばれている。

いま一つは、融資の実行後、借り手が資金を契約どおりの目的に使用しているか、また借り手に債務不履行の危険が生じていないかどうかを監視し、貸出債権の保全・回収を図るはたらきである。これは、融資実行後にみられるものであるので、事後的な情報生産機能ということができ、銀行による借り手のモニタリング(monitoring、監視)、あるいは債権管理とよばれる場合が多い。

このような情報生産活動は、少額しか貸出を行わない最終 的貸し手が直接行うこともできるが、銀行という独立した主 体がそれを行う必然性がある。なぜなら、情報生産にはいく つかの特徴があるため、そうすることによってそのコスト (情報生産費用)を節約することができるからである。

以上、ここ数年の主な著書を見てきたが、モニタリングに一章を割くものは皆無であり、モニタリングの事前・事後の具体的手法も殆ど無い。そこで、論者の元銀行員としての知識(副支店長1か店、支店長3か店、国内店検査3年、海外店監査2年)を用いて、次項でモニタリングの具体的手法を構築して見よう。

4. モニタリングの具体的手法

(1) 信用調査の手法より

銀行にとって、取引先企業の実態を把握し、将来を予測するために、企業の信用 状態を把握(信用調査)することが不可欠である。その方法としては、企業の財務 関係の計数を入手しなければならない。また、同業者との比較も重要である。

これらのことは、戦後の環境変化の中で、基本的には何等変っていない。

信用調書の主要項目

- 1. 当社の概要
- 2. 業界動向と当社
- 3. 財務分析
- 4. 意見
- 5. 付属資料

〔説明〕

1. 銀行借入時の必要書類(借入人側)(74-76ページ)、借入に関する銀行内部の審査ポイント(100ページ)を参照。いずれも荒 和雄(1994)¹³⁾による。

- 2. 下記等を参照。興信録も取っておくといい。中小企業経営指標〔中小企業庁〕もある。
- 3. 企業の財政状態の分析。付属資料 (B/S、P/L (3期間比較)、業況表、資金繰表等)と関連。
- 4. 企業に対する与信方針等の所見
- 5. 個別データ

銀行借入時の必要書類(借入人側)

- ①定款および商業登記簿謄本、印鑑証明
- ②損益計算書、貸借対照表、利益剰余金処分書、製造原価明 細書などの決算書類
- ③会社案内、製(商)品カタログ・見本
- ④会社沿革、主要役員経歴書、社史
- ⑤株主構成、同族・非同族の区別、後継者の有無
- ⑥主要販売先、主要仕入先一覧表
- ⑦現有設備一覧表
- ⑧本社、支社、支店、営業所の一覧表
- (9)生産実績表、技術水準(特許など)
- ⑩流通・販売経路
- ⑪借入申込書、特に企業としての借入れメリット
- (12)資金繰り実績表および資金繰り計画表
- ③事業計画表、収支ないし利益計画表
- 14返済計画表
- ⑤担保物件明細表、保証人の資産状況

その他、設備資金等に関しては、公図(写し)、工場建設見積り書、見取図、設計 図等が必要です。

(2) 財務諸表等必要書類のチェックポイント

高千穂安長 (2000) 14) を参照

①財務諸表〔決算書類〕

財務諸表は通常、貸借対照表と損益計算書〔含む利益処分計算書〕を指します。 貸借対照表は、ある1時点の財政状態を指します。財政状態とは、簡単に言えば、 自分の資金か、借りてきた資金かという資金の調達と何に使ったのかという資金の

借入れに関する銀行内部の審査のポイント 供入審査



● 企業そのものの信用調査

- ・経営者
- ・従業員
- ・組織と株主
- ・生産・営業活動
- · 収益状態
- ·財政状態
- ・資金繰り
- ・将来性・成長性
- ·外部環境

3 業者調査のポイント

- A 業界の現状・特色・ 問題点・将来性
- B 企業そのものの業界 での地位と特色・体 質
- C 同業他社との実力比較
- D 業界、企業団体の国 際競争力

② 借入内容に関する調査

- ・企業の信用格付企業体質格付(内容分析)取引格付(取引協力度分析)
- ・資金使途
- ・返済計画の妥当性
- ・借入効果
- ・担保
- ・保証

▲ 資金使途別にみた返済計画の妥当性

- A 短期資金主体
 - ・金繰り弁済・売上予想がポイント
- B 長期資金(設備資金など)主体
 - ・利益償還・収支計画がポイント
- C 短期資金の中の特別なもの
 - ・決算資金・利益償還がポイント

運用の状態を表しているということです。損益計算書とは、利益の状態を表しています。何をどれだけ売り、それにかかった費用を差し引いて利益を計算するという 図式です。

銀行は、単年度の財務諸表だけで判断するということはしません。最低でも過去 3年間の財務諸表の提出を求め、企業の内容を審査します。また、合わせて税務申 告書の付属資料コピーの提出を求めるのが普通です。これにより、後で述べる融資 金の審査の正確性が期待できるからです。

②資金繰表

資金繰表は、資金がどのように使われているかを、現金ベースで追いかける表で す。毎月作成されるのが普通で、場合によっては、毎日作成されます。

この表は、各種融資申込みの返済可能性や妥当性を検討する際の重要な補完資料になります。しかし、資金繰表は当該企業の業種的特性や慣行などの要因が大きく反映されますので、銀行など外部の者が作成するのは困難です。従って、通常は、企業の側で作成し、銀行に財務諸表とともに提出するのが普通です。

③資金運用表

資金繰表は、現金ベースでの資金の流れを追いますので、資金の必要性を分析するときなど便利なのですが、外部の者が簡単に入手できない等の問題があります。 資金運用表は、このような問題を解決したうえで、外部の者でも容易に分析できる という特徴を備えています。

分析方法は、基本的には2年間の貸借対照表を使った2期間の比較ですが、これだけでは、減価償却費など帳簿上の処理も現金の授受としてしまうので、損益計算書も一部使い、修正処理を行います。

4 担保明細書

通常融資を受ける場合は、無担保ではなく、何らかの担保を提供するのが普通です。そのほうが、銀行も安心できますし、借りる方も担保を差し出すことにより、より多額の資金を借りることも可能になるからです。担保を入れることにより借入がどのように確実となるのでしょうか。これは担保の種類によって異なります。

⑤取引要項

銀行の担当者や支店長などは通常比較的短期間で代わっていきます。これは、銀行は金を扱う性格上、長期間同一人物が担当しますと、癒着などの腐敗が発生する

ことが懸念されること、人が変わることにより、新しい見方ができるなどの理由に よります。

このため、誰が見ても借入人がどう言う背景を持った人であるかを正しく示す資 料が求められます。これが取引要綱であり、融資を行う際のチェックポイントが一 覧できるようになっています。

(3) 銀行のチェックポイント「定性分析]

高千穂安長(2000) 40 より。以下も同様

- ①書類徵求時(経理部長、社長)
- ②会社訪問時(経営者、役員、従業員)
- ③工場見学時(立地条件、生産状況、工場内部管理)

(4) 融資申込み書の見方 [定量分析]

①定量分析〔財務諸表分析〕

損益計算書による分析 損益計算書○年○月~○年○月

売上高
▲売上原価
= 売上総利益
▲販売費・一般管理費
=営業利益
▲営業外損益
=経常利益
▲特別損益
= 当期利益

A. 実数分析

売上高推移、売上原価推移、売上総利益、減価償却費、特別償却、繰延資産償 却、貸倒引当金、退職給与引当金

B. 比率分析

売上総利益率、売上経常利益率、売上利益率、資本金利益率

貸借対照表による分析

A. 実数分析

流動資産、固定資産、繰延資産、流動負債、固定負債、資本金

B. 比率分析

流動比率、当座比率、現金比率、自己資本比率、固定比率、固定長期適合率 C. 回転率分析

使用総資本回転率、売上債権回転率、棚卸資産回転率、固定資産回転率

D. 回転期間分析

現金預金回転期間、売上債権回転期間、受取手形回転期間、製品[商品]回転期間、原材料回転期間、買入債務回転期間、支払手形回転期間

その他、具体的には運転資金ないしは設備資金の申込金額の妥当性の検討、融資申込書の点検等の作業がある。

(3) 内部管理体制の側面から見たモニタリングの着眼点

橋本光憲『金融機関における支店経営と管理体制』(1993) ¹⁵¹)より。 詳細説明は省略するが、参考諸表を中心に以下に示す。

- ①事前審査(スクリーニング)(364ページ以下)との関連で 企業内容簡易チェックリスト 外為与信簡易チェックリスト チェックリストの各項目がモデルとして利用できる。
- ②事後監視(モニタリング)

主要還元資料一覧(297ページ以下)

- I 事務処理関係
- Ⅱ 店頭セールス情報
- Ⅲ 外訪活動推進資料
- IV 取引管理資料
- ③総合管理

内部検査制度の概要 (326ページ以下)

本部検査と部門別検査

コンピュータによる日常業務処理とその結果としてでてくる還元資料、オンライン登録によって得られる各種還元資料、いずれも有効利用が課題である。以下に主要還元資料一覧を示してみた。もちろん、これらの項目がすべてモニタリングの項目となる訳ではない。

主要還元資料一覧 (例)

I 事務処理関係

要注意取扱控表

無通帳(便宜扱い)払戻明細表

企業内容簡易チェックリスト

取	引先	名 (実施	日)			
		チェック項目	該当に〇印			
		1. 年齢・健康・性格に問題は	なし・あり			
		2. 経歴に問題は(創業者, 2代目,生抜き,未亡人	なし・あり			
		社長,脱サラ,親会社派遣,雇われ社長等)				
	経	3. 斯業の経験は	10年 · 5 年 · 5 年 以上 · 以上 · 未満			
		4. 社長の自宅は	持家・借家			
	営	(担保の付着状況は)	(少い・多い)			
		5.経営能力は	高い・普通・低い			
ĺ	者	6. 風評は	良い・普通・悪い			
1.		7.仕振り・態度に不審な点	なし・あり			
人		8.経営陣のチームワーク	良い・普通・悪い			
Ì		9. 役員異動に不審な点	なし・あり			
		10. 後継者は	あり・なし			
	従	1. 労使関係は	良い・普通・悪い			
	業	2. 構成に問題は(男女,平均年齢,人手不足・過剰)	なし・あり			
	員	3. 勤労意欲は(定着率,賃金水準,教育)	高い・普通・低い			
	(F	所見〉 (単なる風評を過信せず事実に基づいて判断す				
	ハガン (中はる風計を廻信でり争夫に挙づいて判断すること)					
		1. 成長性は	高い・普通・低い			
	攀	2. 需給パランスは(過剰設備,過当競争,需要低迷)	良い・普通・悪い			
	業界	3. 景気変動の影響は	少い・普通・大きい			
	動	(公共投資,金利変動,天候を含めて検討)				
1	向	4. 海外市場変動の影響は	少い・普通・大きい			
		(円相場、仕入・販売面、輸入規制等)				
	取商品	1.競争力(品質,価格,独自性)は	強い・普通・弱い			
	极品	2. 将来性は(ライフサイクル,技術開発力,競合品)	大きい・普通・少い			
		1. 設立(創業)後の年数は	10年・5年・5年 以上・以上・未満			
物		2. 仕入・販売の基盤は(合理化度合,優良先との	安定・普通・不安定			
}	営	取引度合,仕入・販売価格,支払・回収条件)				
		3. 親会社・商社等の支援は	なし・あり			
	業	(その支援内容に不審な点は)	(なし・あり)			
		4. 仲間取引は	なし・少い・多い			
	基	5. 同業者, 仕入先, 販売先の風評は	良い・普通・悪い			
		6. 市場シェアは	拡大・維持・縮少			
1	an.	7. 生産体制に問題は	なし・あり			
	盤	(合理化度合,稼働状況,立地条件,コスト,公害)				
-		8. 大口販売先・関連会社の行詰りは	なし・あり			
\ \frac{1}{12}	 「見>					
`"	コスレノ	(四ムツ未近) 同社寺ツ又仮を廻信でり事夫に奉ご	/v. (山畑) i の (C)			
1						

		チェック項目	該当に〇印
	売上・利益	 売上高の増減に異常は(水増し,安売,返品隠蔽等) 経常損益の実態は 数期間の利益額に変動は(黒字額の水準は) 年商比借入額は 借入・支払利息の増減に矛盾は 税務申告書の確認は 	な 黒 あ か な
金	財務状況見	 財務構成は(財務比率,運用・調達バランス,長期・短期の過不足原因) 不良債権,不良在庫は 過大投資,不良固定化は(関係会社,不動産等) 売掛,在庫,支手,借入の急増は 数期間(5年程度)の推移に異常は(異常な口座,主要口座の整合性等) 同業他社比較で矛盾は (表面計数に止らず 売上・在庫の水増し,支手・借入 	健全・普通・不良なし、ありなし・ありりなし・ありりない。
\ <i>P</i>):	1兄/	(衣面計数に止らず 元上・仕庫の水増し, 支手・信人についてチェックのこと)	V.A思教等材即V.A想念
	取引経緯	1. 取引後の年数は2. 取引開始事情に過信材料は(有力者紹介,親会社依頼等)3. 興信所調書の内容に不審は(経営者,営業基盤,資産内容等)4. 関連取引のメリットは(経営者,家族,従業員,トレース)	5年・3年・3年 以上・未満 なし・あり なし・少い・多い あり・なし
取引	預金取引	1. 流動預金の残高は 2. 当座預金に異常な出入は (入金待ち,頻繁な預替売上と入金のパランス) 3. 信用照会の急増は	多い・普通・少い な し · あ り な し · あ り
状況	貸金取引	1. 資金計画の変更は 2. 突発的融資の申込は 3. 使途不明の増運申込は 4. つなぎ借入の申込は 5. 約返条件変更・弁済期間延長は	なし・少い・多い な し ・ あ あ り り り り
	他行動向	6. 貿易金融の資金流用は(ユーザンス期間のチェック) 1. 主力行は 2. 貸金回収・担保増徴の動きは(特に有力都銀の動向) 3. 他行のシワ寄せは	な し・あ り あ し な し あ り
	f見> 分所見	(管理強化の要・不要,保全対策等)	

外為与信簡易チェックリスト

取引先名	(実旋日)

	チェック	項目 該当に〇印
	1. L/C発行銀行またはで 2. 取消不能L/Cか 3. 上記1. 2. 以外のもの き 4. L/C原本によっている 5. L/C条件との相違は 6. L/C条件不一致の場合 7. L/Gによる買取のカノ	yes · no あり · なし yes · no あり · なし yes · no なし · あり なし · あり 取立・ネーーテャ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
輸	1. 輸出手形保険制度の活用 2. 保険についての約款違則 (海外パイヤーの制限,シ 近等の各種免責条項) 3. 保険アンカバー分(元本 対策 4. 付保なき場合のカバース (手形不渡りの際,商品処	別は えは カり・なし なし・あり 5%, 金利)のカバー あり・なし あり・なし
出	1. 輸出契約の確認は(単なの契約書による) 2. 内外の商品市況に問題に 3. 仕入先の信用は 4. 融資代り金の仕入先へ用チェック) 5. 海外バイヤーの信用は 6. L/C発行(予定)銀行に 7. 当該L/Cは徴求の場合のは は 9. L/C未徴求の場合のは 10. L/Cは取消不能か 11. 船積不能の場合のカバー	なし・あり 確実・不確実 支払済・不明 確実・不確実 すー流か ・ 本 済 ・ 大 済 ・ 本 済 で なし・あり な で ま が で ま 済 で な で ま 済 な で ま 済
〈所	「見〉	Alacta and the control of the contro

	チェック項目	該当に〇印
L/v	(取扱事績 商具市辺 受汁輸入が見込輸入が	あり ・ なし なし ・ あり
輸		良い・普通・低い済・ 未済
T/	(きわめて葉態悪化,回収懸念ある場合はT/R (L/G)回避)	なし・あり
L/	G 2. T/R(L/G)に伴うカバー対策は(処分されれば追及困難)	あり・ なし
入 =	2. ユーザンス期間は適正か(取扱商品,回収条	yes · no yes · no
ン フ・ れ	3. 回収手形の差入れの時期は	適正・遅れ・差入れ
1.		なし・あり
+	1. 依頼人の信用状態は 2. カントリーリスクの問題は	良い・普通・低いなし あり
そし事り	3. 為替相場変動リスクのの影響は 4. 為替相場変動リスクの当行カバー対策は 5. 先物予約締結は適正か	少 い · 大きい 充 分 · 不充分 yes · no
0	1. 利息後取りのカパー対策は 2. 事務取扱いに問題は	あり · なし なし · あり
他包		なし・ あり なし・ あり なし・ あり
· 所見		

誤記取消記帳明細表 当座未収利息内訳表 予約処理結果明細表 センター一括処理不能明細表 口座閉鎖先通帳未記入明細一覧表 索引台帳削除先一覧表 依頼人別受託残高表 照会無用、通知不要先管理表

Ⅱ 店頭セールス情報

定期・積立定期預金期日管理カード 定期・積立定期預金期日表(経過表) 総合口座・普通30万円以上残高リスト 賞与コード入力先一覧表 給振先管理表…うち賞与コード入力のない先

Ⅲ 外訪活動推進資料

日報一覧表・日報明細表

取引先别残高表

当座·普通預金大口残高異動先日報

預金新解約表

地区別取引状況管理表

世帯別取引状況管理表

顧客別取引月報 (大口個人取引先)

IV 取引管理資料

顧客別取引月報・取引推移表 事業者別取引状況管理表 事業者別預貸金残高表 ローン取引状況表 顧客別資金フロー表 貸金新規先取引状況表 預貸金業況一覧

内部検査制度の概要

本部検査と部門別検査

わが国の銀行は一般に本部の中に検査部(または考査部)があり、これが内部検

査部門を一元的に掌握しているが、この内部検査制度の概略について述べると次の とおりである。

内部検査制度の概要

- (1) 目的
 - ①諸勘定の正確性の検討
 - ②事務処理が手続どおり実施されているか、どうかの検討
 - ③不正事故等の発見(従業員に対する心理的牽制もかねる)

以上が一般的な目的であるが、最近では事務能率等の業務面での目的もかねて実施される。

- (2) 担当部……本部の検査部または考査部
- (3) 人員……検査部の人員は、全従業員の0.5~0.8%程度とみられる。銀行の従業員の2分の1程度は女子であるが、検査部は男子の構成割合がきわめて高い。また一般的に実務経験の長い男子が多いのが特徴である。
- (4) 支店の検査方式……予告なしの抜き打ち方式
- (5) 臨店頻度……全営業店を大体1年に1回の割合で実施
- (6) 検査日数……銀行の規模等により異なるが、大銀行の支店の場合で通常40~ 70日(延日数)程度とみられる。
- (7) 検査対象……現物および勘定の残高、事務管理ないし事務処理の状況、店舗内外の管理状況、店内検査の実施状況等。なお一般に内部検査の規定、手続が定められており、各店検査はこれに従って実施される。以上の事務検査のほか、事務能率等、業務面での検査を行なう場合もある。
- (8) 検査結果の報告……検査結果は検査報告書の形で、担当役員および監査役に報告される。支店に対しては、検査最終日に検査結果の講評が行なわれるほか、 検査報告書も送付される。
- (9) 事後管理……検査時に発見された不備事項等につき、その補完状況を支店から 報告させるほか、検査成績が不良な項目については、検査部から指示して店内 検査を実施させる。
- (10) その他上記の定例検査のほかに、現物を中心とした抜き打ち検査を実施する場合がある。

以上は検査部が実施する検査であるが、これを補完する目的で自店内で実施する 検査(店内検査)があり、一定の項目(現金、手形残高、担保品残高の照合実施等) について担当係以外のもので、定期的に実施されている。

本部検査と部門別検査

本部検査

個別銀行の例で制度および方法をさらに具体的に概観してみよう。都市銀行であるさる銀行の「本部検査」(同行では「本店検査」と称している)の事例である。

(1) 本部検査の目的

経営・営業活動、事務処理状況、財産の保全状況が、自行の方針、計画、手続および諸規定に準拠し、正確かつ能率よく遂行されているかを点検する。

- (2) 基本方針
- ①事故防止あるいは事故防止体制の確立……検査で事故そのものを早期に発見することができれば最もよいが、それ以外に、事故発生の温床を作らないように、各種事務規律、あるいは職場規律といった全般の規律遵守の徹底を図って、事故を発生せしめないということが、まず第一に必要である。
- ②本部の方針、施策の徹底……支店経営は、業務、事務、人事の三つのバランスが とれて、合理的かつ健全でなければならないが、支店の業務発展の内容が正しい 姿勢のもとに行なわれているか、できるだけ実態的に調査して、本店の方針、施 策の徹底を図る。
- (3) 本部検査の方式

前述の基本方式に基づき、本部検査を専門化して、掘り下げた検査、綿密な検査を実施することとし、事務検査では担当の分掌について精通したベテランの検査役を揃え、業務検査、外為検査についても、それぞれこれに適した検査役や検査員を配置して、検査の専門化を実施している。

部門別検査

ここでは、部門別専門検査の実施項目の具体例を紹介し、そのカバー範囲を確認しておくことにする。

- ①事務検査……内国事務全般
 - (a) 事務管理状況→支店長席、係長、副係長の管理・統率ぶり
 - (b) 内部監査→店内検査実施状況、残高照合実施状況、精査状況、主計係の機能 状況
 - (c) 事務運営状況→定例事務の運営状況、時間外勤務の実態と管理体制
 - (d) 事務規律→早朝検査・現金規律〔内部現金規律、集金規律、警備防犯上 況〕・貸金規律〔貸金審査、稟議状況、認可条件遵守状況、担保保全状況、 貸金管理状況、重要書類の整備状況〕

- ・その他の事務規律〔検証印状況、現物取扱保管状況、重要文書管理状況、各種帳簿・書類取扱状況、用度品の管理状況、事故届処理状況、異例事項の取扱 状況、事務用機械操作・取扱状況、業務用印章・鍵の管理状況、歩積両建預金 自粛徹底状況、建物・什器類の保守管理状況、その他全般の事務処理状況〕
- (e) 教育指導、職場規律→教育指導状況、執務態度、職場規律
- ②人事検査……人事管理全般および店内情勢

支店長の人事管理方針、次長以下管理者層の管理・機能状況、店内意思疎通状況、店内士気・意欲・融和状況、職場環境・職場教育、人事構成・人員配置の適否、その他人事に関する事項

- ③外為検査……外国為替業務および事務全般
 - (a) 外為業務推進体制→外為取扱高の増加やその他外為業績向上のための支店長席の企画統率、外為係の推進状況、外為関係の内部受入体制、外為取扱高一外為取扱状況の把握、外為与信運営状況、外為収益管理状況
- (b) 外為事務→事務管理ならびに運営体制〔支店長の企画・統率、外為係長の管理機能、内部監査の実施状況、事務運営状況〕・事務規律と処理状況〔早朝検査、現金規律、外為与信規律、その他一般事務規律、当局委任事務の処理〕 (以上、小論「銀行経営における内部監査の意義」より¹⁶⁾)

〔付〕海外店監査

「事務管理体制」重点項目

- 1. 組織管理——職務権限運用
- (1) 職務と責任の分離
 - A. 職務権限の明確化
 - B. 内部牽制体制
 - C. 権限委譲(現地雇オフィサーを含む)
- (2) 二重統制の励行 (Dual Control)
 - A. 鍵の保管方法
 - B. 金庫及び現金庫
 - C. 書留郵便物
 - D. トラブルの処理
- (3) 共同保管制の実施(Joint Custody)
 - A. 所有有価証券
 - B. 受託有価証券
 - C. 貸出担保物件

- D. その他
- 2. 現地雇行員の管理状況 (現地雇管理)
- (1) 新規採用
- (2) 教育訓練
- (3) 配置転換
- (4) 連続休暇 (邦人行員についても調査)
- (5) 行外行動の管理
- (6) カウンセリング
- (7) 非行保険 (Fidelity Insurance)
- 3. システムの活用状況
- I. システムの管理状況
 - (1) システムの利用推進体制
 - (2) 機械室の運営管理
 - (3) 機器の管理
 - (4) プログラム・データの管理
 - (5) パスワードの管理
 - (6) 障害時対策
 - (7) 教育管理
- Ⅱ. システムの利用状況
 - (1) 起票処理
 - (2) 期日処理
 - (3) 勘定照合
 - (4) 極度管理
 - (5) 異例扱の管理
 - (6) 引直し処理
 - (7) 損益管理
 - (8) 機械出力の帳簿、諸表の保管管理

[まとめ]

銀行における融資手続

事前審査 (スクリーニング) ……貸出実行前の情報生産活動 信用調査の進め方を参照

- 1. 借り手企業からの融資申込み
- 2. 必要書類の提出(内部情報の提供)

3. 銀行における案件審査

本部宛要申請か店内専決可能か、借入内容の検討、業界比較、企業の信用度(返済能力)の評価、与信可否の決定、貸出条件の決定

(ツール)

商業興信録(外部機関による信用調査)、財務諸表の分析、各種チェックリスト による点検

事後監視(モニタリング)……貸出実行後の情報生産活動 還元資料の活用

- 1. 貸出金のトレース、目的外使用の監視 企業、工場訪問、ヒヤリング等の励行
- 2. コンピュータ還元資料による点検

顧客別取引月報・取引推移表、事業者別取引状況管理表、事業者別預貸金残高表、ローン取引状況表、顧客別資金フロー表、貸金新規先取引状況表、預貸金業況一覧

3. 報告書の徴求と点検励行 債権管理の視点で要重視

(ツール)

税務申告書の提出、資金繰表(月次)の点検、毎期の自主点検(チェックリスト等による)、当局検査時のラインシート作成、本部検査の有効活用

あとがき

本文の中で述べたように、モニタリング (monitor; monitoring) とは学問的にもかなり新しい分野であり、内外の文献を見渡しても表題にモニタリングを掲げた書物は見当らず、さらにはモニタリングを独立した1章として扱った書物も見出し得なかった。

一方、最近は金融仲介機関によるモニター機能にスポットを当てた議論が増えており、同時に融資の事前審査(スクリーニング、screening)についても注目されて来た。

新しい部分的な金融規制が強化されるような金融環境の下で、モニタリングの議論は更に活発になるであろうことが予測されている。

このような状況の下で、銀行員30年、大学教師(銀行論、他)10年の論者が、 金融のモニタリングについて、多少ともより具体的に手法のまとめを行ったのが本 稿である。

その点での不十分さは免れないと思うが、これから金融機関のみならず各界にお

いて広い意味でのモニタリングが議論されることにもなろう。そういった場合、この小稿が何らかの問題提起的な役割を果すことが出来れば幸いである。

注

- 1) 館 龍一郎編『金融辞典』東洋経済新報社、1994年。
- 2) 金森久雄・荒憲治郎・森口親司編『経済辞典』有斐閣、1998年。
- 3) 池尾和人『銀行リスクと規制の経済学―新しい銀行論の試み』東洋経済新報社、 1990年。
- 4) 岡部光明『現代金融の基礎理論―資金仲介・決済・市場情報』日本評論社、 1999年。
- 5) Xavier Freixas and Jean-Charles Rochet, Microeconomics of Banking, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, U.S.A., 1997.
- 6) 原 司郎編『1970年代以降の日本における金融仲介』2000年刊予定。
- 7) 鹿児嶋治利『現代銀行の実証的研究』中央大学出版部、1996年。
- 8) 湯野 勉『金融リスク管理と銀行監督政策』有斐閣、1996年。
- 9) 清水啓典『日本の金融と市場メカニズム』東洋経済新報社、1997年。
- 10) 藤原賢哉・家森信善編『現代金融論講義』中央経済社、1998年。
- 11) 舘野 敏・白石 渉著『銀行システム―発展と変容』東洋経済新報社、1998年。
- 12) 岡部光明 注4) 参照
- 13) 荒 和雄『中小企業のための銀行取引の進め方』日経文庫、1994年。
- 14) 高千穂安長『よくわかる銀行取引の知識』中央経済社、2000年(未定稿)。
- 15) 橋本光憲『金融機関における支店経営と管理体制』経済法令研究会、1993年。
- 16) 同上「銀行経営における内部監査の意義」神奈川大学経営学部『国際経営論集』 1992年3月。

参考文献

自由国民社『現代用語の基礎知識』2000年版、1999年。

日本経済新聞社『経済新語辞典』2000年版、1999年。

日本銀行金融研究所『新版 わが国の金融制度』日本信用調査株式会社、1995年。 金融財政事情研究会『業種別貸出審査事典』第9次新版、全8巻、(株) きんざい、 1999年。